○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

上欄		中欄	下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	名称
台渡里廃寺跡	平成十七年文部科学省告示第百一号	茨城県水戸市渡里町字アラヤ前	二九七番一、二九七番四	台渡里官衙遺跡群
		同字アラヤ	二九四番一、二九八番一、二九八四番八、三〇五番一、三〇五番二、三〇五二番一、三〇五二番二、三〇五二番四、三〇五二番五、三〇五二番八、三〇五四番一、三〇五四番二、三〇五五番一、三〇五六番、三〇五七番一、三〇五七番三、三〇五八番一、三〇六番一、三〇六一番一、三〇六二番一、三〇六二番二、三〇六三番一、三〇六三番二、三〇六四番一、三〇六五番一、三〇六六番一、三〇六六番二、三〇六六番三、三〇六八番、三〇六九番一、三〇六九番二、三〇七番一、三〇七番二、三〇七一番一、三〇七一番二、三〇七二番一、三〇七二番二、三〇七三番一、三〇七四番一、三〇七五番一、三〇七六番一、三〇七六番二、三〇七六番三、三〇七六番四、三〇七七番一、三〇七七番二、三〇七七番四、三〇七七番五、三〇八番一、三〇八六番、三〇九〇番三、三〇九一番八、三〇九一番九	台渡里官衙遺跡
		同字金沢	三一一二番一	台渡里廃寺跡
		同字長者山	三一一四番、三一一五番、三一一六番、三一一七番、三一一八番、三一二〇番、三一二一番、三一二二番、三一二四番、三一二五番、三一二六番、三一二七番、三一二八番、三一二九番一、三一二九番二、三一三〇番、三一三一番、三一三二番、三一三三番、三一三四番、三一三五番	

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

上欄	下欄		
名称	関係告示	所在地	地域
入江・高砂貝塚	昭和六十三年文部省告示第六十号、平成十四年文部科学省告示第四十七号、平成十四年文部科学省告示第二百九号	北海道虻田郡洞爺湖町高砂町	六一番一のうち実測五五三・五四平方メートル、六一番二、六一番三、六一番四のうち実測六〇四・一七平方メートル、六一番五、六一番八、六四番六 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び洞爺湖町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
胆沢城跡	大正十一年内務省告示第二百七十号	岩手県奥州市水沢区佐倉河字四月	七六番のうち実測四二四・四四平方メートル、七七番三のうち実測三二五・四一平方メートル
		同　字十月	五五番一のうち実測四五・九六平方メートル、七一番のうち実測三三・一二平方メートル
		同　字多聞坊	四八番のうち実測一四・七二平方メートル